

探偵業者の方へ

【広報資料】

探偵業法等の一部改正に伴い、届出証明書が廃止され令和6年4月1日から届出証明書に代わるものとして、営業所の見やすい場所に標識を掲示するほか、当該探偵業者のウェブサイトにも標識を掲載して、公衆の閲覧に供しなければならないこととなりました。（常時使用する従業者の数が5人以下、探偵業者が管理するウェブサイト有していない場合を除きます。）

作成（掲載）が必要となる標識の様式等

探偵業者	
届出書を提出した 公安委員会	公安委員会
届出書の受理番号	第 号
届出書を提出した年月日	年 月 日
商号、名称又は氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
営業所の種別	
広告又は宣伝をする 場合に使用する名称	

- 記載要領 1 本様式中届出書とは法第4条第1項の届出書です。
2 営業所の所在地には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該建物内の位置についても記載してください。
- 備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とします。
2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

詳しくは、警察本部生活安全企画課又は最寄りの警察署（生活安全課）にお問い合わせください。

